平成27年9月18日

平成27年

第3回野洲市議会定例会

意 見 書

野洲市議会

意見書第9号

ヘイトスピーチに反対し、それをなくすための法整備を求める意見書(案)

上記の意見書を提出する。

平成27年 9月18日

提出者 野洲市議会議員 山本 剛

提出者 野洲市議会議員 矢野 隆行

賛成者 野洲市議会議員 丸山 敬二

賛成者 野洲市議会議員 東郷 正明

ヘイトスピーチに反対し、それをなくすための法整備を求める意見書(案)

近年、日本では特定の外国人への憎悪表現、いわゆるヘイトスピーチが社会問題となっています。

昨年12月9日、最高裁判所は、京都朝鮮第一初級学校の付近において「スパイの子ども!」「日本から叩き出せ!」等のヘイトスピーチを大音量で行った団体およびその構成員らに対し、街宣活動の差し止めと賠償の支払いを命じた1審、2審の判決を維持し、上告を棄却しました。

また、奈良県においても平成23年、御所市の水平社博物館前で差別語を用いて被差別部落の住民や出身者を差別する街宣行動を行ったことに対し、奈良地方裁判所はこれを差別と認め、損害賠償を命じる判決を言い渡しています。

昨年、国際連合自由権規約委員会は、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する 国際条約(人種差別撤廃条約)」上の人種差別に該当する差別的言動の広がりに懸 念を示し、締約国である日本に対し、このような差別的言動に対処する措置を採 るべきとの勧告をしました。

さらに、国際連合人種差別撤廃委員会も日本に対し、法による規制を行うなど のヘイトスピーチへの適切な対処に取り組むことを強く求める勧告を行っていま す。

へイトスピーチは、社会の平穏を乱し、人間の尊厳を侵す行為として、それを 規制する法整備がされている国もあります。2020年には、東京オリンピック・ パラリンピック競技大会が開催されますが、ヘイトスピーチを放置することは国 際社会における我が国への信頼を失うことにもなりかねません。

よって、政府におかれては、ヘイトスピーチをなくすための法整備を進められるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年9月18日

野洲市議会議長 梶山 幾世

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 宛 総務大臣 法務大臣

意見書第10号

労働者保護ルール見直しを慎重に行うよう求める意見書(案)

上記の意見書を提出する。

平成27年 9月18日

提出者 野洲市議会議員 山本 剛

賛成者 野洲市議会議員 丸山 敬二

賛成者 野洲市議会議員 東郷 正明

労働者保護ルール見直しを慎重に行うよう求める意見書(案)

日本は、働く者のうち約9割が雇用関係の下で働く雇用社会であり、雇用労働者が安定的な雇用と公正な処遇の下で安心して働くことができる環境整備を行うことがデフレからの脱却と日本社会および日本経済の持続的な成長のために必要です。

現在、国では、「解雇の金銭解決制度」や「ホワイトカラー・エグゼンプション」の導入、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員」制度の普及等、労働者保護ルールの後退のおそれのある議論がなされ、それが実行されようとしていますが、労使双方の納得とメリットを生む改革がなされることが大切です。

さらに、労働者派遣法の改正も、安定した直接雇用への誘導と均等待遇の確保 に向けた法整備が必要です。

よって、国会及び政府においては、労働者が安心して働くことができるよう、 今後の議論において下記のとおり対応されるよう、強く要望します。

記

- 1 「解雇の金銭解決制度」、「限定正社員制度」の導入、残業代ゼロになる恐れ のある「ホワイトカラー・エグゼンプション」の導入については慎重な対応を すること。
- 2 低賃金や低処遇のままの派遣労働の拡大につながらないよう、派遣労働者の 処遇改善に向けた法整備を行うこと。
- 3 雇用・労働政策に係る議論はILOの三者構成主義に則って、労働委員、使 用者委員、公益委員で構成される労働政策審議会で行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

宛

平成27年9月18日

野洲市議会議長 梶山 幾世

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 厚生労働大臣